

日本共産党国会議員団

東海ブロックニュース

2015年
3月26日
リニア特集
第30号

日本共産党国会議員団東海ブロック事務所
名古屋市中区新栄三丁目十二番二十五号
電話 〇五二(二六四)〇八三三
FAX 〇五二(二六四)〇八五〇
Eメール tokai1@c@yhb.ne.jp



住民に説明もせず JR東海に国有地売却計画

本村伸子衆院議員は、予算委員会の質疑に引き続き、3月20日、衆議院国土交通委員会でもリニア中央新幹線の問題について質問に立ちました。

JR東海が建設しようとしているリニア中央新幹線をめぐり、財務省関東財務局が周辺住民に説明も行わず、国有地を同社に売却しようとしていることがわかりました。本村伸子議員が20日の衆院国土交通委員会でも明らかにしました。問題の国有地は、東京都町田市と川崎市の県境にあり、立て坑の予定地。リニア工事実施計画の認可(昨年10月)直前の9月国有財産関東地方審議会で時価売却が適当と答申されました。本村氏は、この審議会で委員の一人が「話を急ぎすぎている」と懸念を表明していると指摘。一方、別の委員が「住民運動がどうであれ、手続き

に従って粛々と進めるということですね」と質問したのに対し、財務省の担当者が「そうでございます」と答えている事実を示し、「住民を無視する、許しがたい内容だ」と抗議しました。この日の質疑で、財務省の飯塚厚理財局次長は、JR東海の工期を踏まえて国有地の売却を急いだことを認めました。本村氏は「JR東海の言い分は聞くが、住民には説明もしない。意見も聞かない」と批判。太田昭宏国交相は、住民への説明について「JR東海がやるべきだ」と無責任な答弁をおこなないました。

公共事業では当たり前前の家屋調査 東京外環ではやるのにリニアではやらず

本村氏は、大深度地下トンネルの工事を、今実施している東京の外環道が、地上への影響は生じないと考えていながらも、万が一、建物や工作物に損害等が発生し、「工事の施行に起因する」と確認された場合、損害を補償するため、工事実施前の家屋調査を行っていることを指摘。

本村氏は、「外環道も、リニアも、大深度地下法の使用の認可を受けてやる事業。国直轄の外環道は家屋調査をやるけれども、JR東海はリニアで家屋調査をやらなくていい。事業者の違いで、地権者、住民が差別的な扱いを受けることになる。国土交通省として、こういうことを認めるのか」「リニアルートの場合でも、大深度の部分を含め、少なくとも家屋調査を行うべき」と追及しました。

太田大臣は「大深度区間内の工事を含めて、安全かつ確実に工事が行われるよう、JR東海を指導監督していきたい」と、無責任な答弁を繰り返すだけでした。

本村氏は、「リニア中央新幹線は、公共事業よりもひどい。住民のみならずにとつては、家屋調査もしないで、万が一の場合、何かあった時に、JR東海がちゃんと補償してくれるのか、疑わざるをえないということだ」と厳しく批判しました。

そして、大深度地下法は、地権者の同意もいらない、補償金も払わなくてすむなど、事業者にとつて大変都合のよい制度だと指摘し、問題点をあげ、最低限、地権者のみなさんや住民のみなさんの了解を得るのが当然だと強調。大深度地下使用の認可の申請は提出させるべきでないと指摘しました。

本線トンネル工事に伴う家屋調査について

本線トンネル工事はシールド工法を採用することから地上への影響は生じないと考えており、施工の際にも細心の注意をはらって進めて参ります。しかし、万が一、建物や工作物に損害等が発生し、工事の施行に起因すると確認された場合には、当該損害等に対して補償をさせていただくため、工事実施前の建物等の状況を把握する調査を実施致します。

世田谷区ホームページより。外環道の工事に先立つ家屋調査について説明している。問い合わせ先はNEXCO 東日本、NEXCO 中日本となっている。